

総合評価方式 Q & A：公表用 (発注者・受注者共通)

令和6年4月1日

= 目 次 =

【1 共通事項】

- Q 1-1：低入札価格調査とはどのようなものか。
- Q 1-2：調査基準価格及び失格基準価格の算定式はどのようなものか。
- Q 1-3：低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。
- Q 1-4：技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。
- Q 1-5：公告文や指名通知書に記載されている入札無効の要件としての「技術資料に虚偽がある場合」とは、どのようなものか。
- Q 1-6：配置予定技術者を特定できず、2名以上配置する場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。
- Q 1-7：常時雇用労働者である証明書類として、健康保険証等が必要とあるが、雇用保険証又は国民健康保険証でもよいのか。
- Q 1-8：同一の配置予定技術者で入札参加した工事を複数落札したので、技術資料に記載した配置予定技術者を変更したい。
- Q 1-9：工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。
- Q 1-10：入札公告日と開札日が年度をまたぐ工事の評価基準の考え方について
- Q 1-11：会社の吸収合併に伴う評価の考え方について
- Q 1-12：同日開札・同日工種・同一評価項目等の工事に係る技術資料の提出について
- Q 1-13：政令市（九州内）と特殊法人について

【 2 受注工事量 】

Q 2-1 : J V 工事における受注工事量の加算点は、具体的にどのように算定するのか。

【 3 表彰実績・施工実績・工事成績 】

Q 3-1 : 鹿児島県での表彰実績は、土木部・農政部・環境林務部優良工事等表彰実施要領に基づくとされているが、具体的には何が対象となるのか。

Q 3-2 : 表彰実績の国土交通省（九州内）の評価対象は何か。

Q 3-3 : 平成22年度から、県の施工実績もコリンズ資料を提出することとなっているが、登録していない工事（500万円未満）がある場合、どのように確認するのか。

Q 3-4 : [企業の施工能力] 国又は県の同種工事の県内施工実績における「同種工事」の判断について。

Q 3-5 : 工事成績の平均点の算出方法はどのようにするのか。

Q 3-6 : 工事成績や施工実績には、漁港事業は含まれるのか。

Q 3-7 : 工事成績、施工実績及び表彰実績の評価対象は、共同企業体での過去の実績が代表者以外の構成員であった場合も、全て評価対象となるのか。

Q 3-8 : 表彰実績は、県農政部及び環境林務部発注工事も評価対象となっているが、施工実績や工事成績は、評価対象とならないのか。

Q 3-9 : 国（九州内）又は県の表彰実績の評価において、建築工事に関する表彰実績は評価対象となるか。

Q 3-10 : 配置予定技術者の国（九州内）又は県の表彰実績において、技術者の転職等に伴い表彰時点の会社と技術者表彰の対象工事を受注した会社が異なる場合の取扱いについて

Q 3-11 : 1級土木施工管理技士の資格試験に合格しているが、合格証明書の交付申請手続き中である場合の取扱いについて。

Q 3-12：道路橋とは。

【 4 新規学卒者・障害者・高年齢者雇用 】

Q 4-1：新規学卒者，障害者，高年齢者の雇用で，「自社（連結決算会社を含む）において雇用した場合」とあるが，連結決算会社とは制限があるのか。

Q 4-2：「過去5年間における新規学卒者の雇用」について

Q 4-3：新規学卒者，障害者，高年齢者の雇用における常時雇用労働者について

Q 4-4：障害者の雇用における法定雇用義務及び「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所へ電子申請により報告した場合の評価方法について

Q 4-5：障害者・高年齢者の雇用の取扱いについて

【 5 CPDS 】

Q 5-1：CPDSの証明書を，配置予定技術者以外の社員も含めてまとめて交付してもらったが，この証明書を提出できるのか。

Q 5-2：CPDSの取得単位は，インターネット，社内研修も評価するのか。

Q 5-3：CPDSの取得単位は，一級土木施工管理技士に合格前の単位も含めて評価されるのか。

【 6 営業所 】

Q 6-1：営業所における従業員10名以上の考え方について

Q 6-2：海上工事（単体）の営業所の有無についての配点はどのようになるのか。
① 5千万円～1億円 ② 1億円～3億円

Q 6-3：海上工事における「地域貢献度」の評価において営業所の従業員20名以上の考え方について

【7 地域貢献】

- Q 7-1：過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績の証明書類について
- Q 7-2：「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の工事箇所のある市町村内、振興局・支庁管内等の別について
- Q 7-3：□□神社の清掃作業や「道の日」は、ボランティア活動等による地域貢献の実績として認められるか。
- Q 7-4：道路管理委託業務とは、具体的にどのような業務なのか。
また、必要書類は何か。
- Q 7-5：「ふるさとの道サポート推進事業」、「みんなの水辺サポート推進事業」などの実績は、公共機関の証明書は必要ないのか。
- Q 7-6：「ふるさとの道サポート推進事業」、「みんなの水辺サポート推進事業」などの活動実績とは、どのような場合に評価されるのか。
- Q 7-7：「ふるさとの道サポート推進事業」、「みんなの水辺サポート推進事業」などのサポート推進事業において、数社で組織している場合、自治会や愛護会等のグループで参加している場合など、企業1社単独以外の組織でサポーター認定されている場合は、どのように評価するのか。
- Q 7-8：地球温暖化防止などの環境保全活動実績とは、どのような活動が認められるのか。
- Q 7-9：消防団の雇用の証明として、消防団員証の写し等を添付することとなっているが、市町村によっては市町村消防団発行の辞令を交付しているところがある。その辞令の写しでもよいか。
- Q 7-10：地域貢献度（ボランティア）の具体的な評価を教えてください。
特に、消防団員に所属している社員を雇用している場合は、どのように評価されるのか。
- Q 7-11：海上工事における「地域への貢献」評価項目③「過去5年間における災害発生時の緊急的な災害復旧活動の実績」の考え方について

- Q 7-12：海上工事における〔地域への貢献〕評価項目⑦「前年度の地球温暖化防止などの環境保全活動実績」について
- Q 7-13：海上工事における〔地域への貢献〕評価項目⑤「過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績」の添付書類について
- Q 7-14：海上工事における〔地域への貢献〕評価項目④災害協定に基づく応急工事の実績を有する場合、その工事で③(1)応急工事の受注実績も評価されるか。
- Q 7-15：災害協定に基づく海上緊急出動体制における評価の考え方について
令和3年5月10日更新
- Q 7-16：海上工事ケーソン製作工事など、製作場所と据付場所が異なる場合の、局内の考え方について
- Q 7-17：消防団員の雇用の取扱いについて
- Q 7-18：過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績における証明書類の注意事項について
- Q 7-19：平成30年度以降におけるボランティア活動等による地域貢献の実績の証明書類について（Q7-1の補足説明）
- Q 7-20：過去5年間のボランティア活動等による地域貢献のうち、防災パトロールとしての実績評価について
- Q 7-21：稚魚放流活動を行った場合、ボランティア活動等による地域貢献の実績として評価されるのか。
- Q 7-22：表彰決定通知等はどのような場合に提出するのか。
- Q 7-23：過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績について、公共施設の具体例にある「公的施設(県及び市町村が設置した公の施設及びこれに準じる国の施設)」とは何か。
- Q 7-24：地域のイベントにおける会場設営や交通整理、道具の製作といったボランティア活動等は、地域貢献の実績として認められるか。

Q 7-25：海上工事における災害協定に基づく海上緊急出動体制の評価対象となる協定締結団体について。

【 8 自己採点方式 】

Q 8-1：自己採点方式の対象工事は何か。

Q 8-2：自己採点表は、入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

Q 8-3：技術資料は提出しないでよいのか。

Q 8-4：技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。

Q 8-5：自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。

Q 8-6：自己採点を県は審査はしないのか。

Q 8-7：自己採点を誤った場合、ペナルティーはあるのか。

Q 8-8：自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は、どうするのか。

Q 8-9：技術資料の審査をした結果、落札候補者第1位の者の評価点が第2位の者を下回った場合は、どうするのか。

Q 8-10：入札の結果、最も高い評価値が4者おり、くじ引きになった場合、その4者に技術資料を求めるのか。

Q 8-11：4者のくじ引きで決定した落札候補者が、審査の結果、仮技術評価点の誤採点であった場合、落札候補者は誰になるのか。

Q 8-12：自己採点表提出時に想定していた配置予定技術者が、落札候補者決定後に配置できなくなったが、変更は可能か。

【 9 週休2日施工実績 】

Q 9-1：週休2日施工実績の評価において、4週6休と4週7休の実績があるが、どのように評価されるのか。

また、実績は1件でも評価されるのか。

Q 9-2：橋梁上部工(鋼橋)の工事において国が発注した宮崎県内での工事で週休2日の実績があるが、評価されるのか。

【10 ICT施工実績】

Q 10-1：ICT施工実績の評価において、簡易ICTとICT全面活用の実績があるが、どのように評価されるのか。

また、実績は1件でも評価されるのか。

Q 10-2：橋梁上部工(鋼橋)の工事において国が発注した宮崎県内での工事でICTの実績があるが、評価されるのか。

Q 10-3：一般土木の工事において国が発注した県内での工事でICT施工の実績があるが、評価されるのか。

Q 10-4：施工プロセスの3次元起工測量のみICT施工の実績があるが、評価されるのか。

【11 建設キャリアアップシステム活用】

Q 11-1：元請企業のみで施工する工事も評価されるのか。

Q 11-2：キャリアアップシステムの運用とは。

【12 配置予定技術者の資格保有について】

Q 12-1：海上工事施工管理技術者の資格分類は3種類とも評価されるか。

【13 登録基幹技能者の活用について】

Q 13-1：登録基幹技能者とは、どのような技能者か。またどのような工種があるのか。

Q 13-2：下請企業に登録基幹技能者がいることから、当該技能者を当該工事で活用することしたいが、評価されるか。

Q 13-3：現場事務所設置において、登録電気工事基幹技能者に電気設備の作業させることは、活用となるか。

- Q13-4： 提出様式に登録基幹技能者を3人記載していたが、実際は1人しか活用できなかったが、工事成績評定の減点の対象となるのか。
- Q13-5： 提出様式に記載した登録基幹技能者（A氏）が、配置できなくなったため、他の登録基幹技能者（B氏）を配置したい。A氏からB氏に変更できるか。
- Q13-6： 提出様式に記載した登録基幹技能者（A氏）が、配置できなくなり、また、他の登録基幹技能者も配置できない状況であるが、当該工事途中で登録基幹技能者となる者（B氏）がいる。A氏からB氏に変更できるか。

【 1 共通事項 】

Q1-1： 低入札価格調査とはどのようなものか。

A1-1： これまで総合評価方式においては最低制限価格を設定し、最低制限価格未満の入札については失格としてきたところですが、国の要請等を受け、平成30年度から総合評価方式における最低制限価格の設定を廃止し、低入札価格調査制度及び失格基準価格を導入しました。

低入札価格調査制度は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項及び鹿児島県契約規則第14条の規定に基づくもので、落札候補者の入札価格が鹿児島県低入札価格調査実施要領（以下、「要領」という。）第3条第1項に定める調査基準価格未満の場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、当該入札者を落札者としません。

調査内容等の詳細については、要領のほか、鹿児島県低入札価格調査マニュアルにおいて定めています。

また、低入札価格調査制度の一環として、失格基準価格を設定しています。

失格基準価格は、要領第5条の2第1項の規定に基づくもので、失格基準価格未満の金額で入札した者については、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとして、低入札価格調査が実施されることなく失格となります。

なお、総合評価方式においては、入札参加者に与える技術評価点の標準点について、調査基準価格以上の価格で入札した場合には100点、調査基準価格未満で入札した場合には70点とすることにより、さらなるダンピング対策としているところです。

Q1-2： 調査基準価格及び失格基準価格の算定式はどのようなものか。

A1-2： 調査基準価格の算定式は要領第3条第2項に定めており、総合評価方式以外の工事において設定される最低制限価格と同じ算定式となります。

なお、失格基準価格の算定式は要領第5条の2第2項に定めており、WTO対象工事において設定される特別重点調査対象価格と同じ算定式となります。

Q1-3： 低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。

A1-3 発注機関からの通知に従って資料等を提出するとともに、事情聴取等に応じていただくことになります。

なお、期限までに資料の提出ができない場合には、低入札価格調査が実施されることなく失格となります。

Q1-4： 技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。

A1-4： 技術資料が容易に書き換えられることを防止するため、ワープロ表記とすることとしています。
ただし、ワープロ表記の部分的な修正に伴う手書きは認めます。その場合は、窓口に来た修正希望者の会社印の修正印を押印してください。

Q1-5： 公告文や指名通知書に記載されている入札無効の要件としての「技術資料に虚偽がある場合」とは、どのようなものか。

A1-5： 以下のような場合を「虚偽」と見なしています。
①技術資料と同一事項を証すべき他の資料の内容が異なる場合
・技術資料に記載された配置予定技術者と異なる技術者が事後審査（入札参加資格確認申請書）時に提出されている場合等
②技術資料の内容が不良である場合
・CPDSの取得証明書の内容を書き換えて提出する等の行為です。

Q1-6： 配置予定技術者を特定できず、2名以上配置する場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。

A1-6： 土木一式（5千万円以上1億円未満）の場合

		表彰実績	CPDS	合計	備考
A社	A者	0.5点	1.0点	1.5点	×
	B者	0.3点	0.5点	0.8点	×
	C者	0点	0.5点	0.5点	採用

A社の配置予定技術者の評価は、最も評価の低い「C者」の0.5点で評価します。

Q1-7： 常時雇用労働者である証明書類として、健康保険証等が必要とあるが、雇用保険証又は国民健康保険証でもよいか。

A1-7： 雇用保険証には、雇用年月日が記載されていますが、現在も継続して雇用されているかどうかは確認できません。
よって、原則、毎年度更新される健康保険証が必要となります。

ただし、常時雇用労働者は職域保険である健康保険に入っているのが一般的ですが、健康保険の適用除外を受けることにより、国民健康保険に加入している場合等があることから、下記のような場合は常時雇用労働者とみなします。

- ・保険者が国民健康保険組合である国民健康保険に加入している場合。
（例：建設国保）
- ・保険者が各市町村である国民健康保険に加入しており、下記の資料で、常時雇用労働者とみなされる場合。
 - ①国民健康保険証の写し
 - ②住民税特別徴収税額決定・変更通知書の写し
 - ※②がない場合は、雇用保険証の写し及び出勤簿（申請月から直前4

か月を確認できるもの)の写し

Q1-8： 同一の配置予定技術者で入札参加した工事を複数落札したので、技術資料に記載した配置予定技術者を変更したい。

A1-8： 総合評価方式では、技術資料に記載された配置予定技術者により評価点を決定しているので、やむを得ない場合（※1）を除き当該技術者の変更はできません。

また、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は、建設業法の規定により、1つの現場に専任する必要があります。

従って、1件落札した時は、直ちに同じ配置予定技術者で申請した他の工事については、辞退届を提出しなければなりません。辞退届を提出せずに、別の技術者を配置し契約しようとした場合は、公告文等にある入札無効の条文「その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札」に該当し、入札無効となります。

また、同一の配置予定技術者で複数の工事の入札参加を申し込んでいる場合、落札候補者に決定した工事以外の工事については、技術者を配置できないことが明らかであることから、入札説明書にある入札無効の条文「入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札」に該当し、入札無効となります。

なお、落札決定後に契約辞退する場合は、指名停止処分となりますので注意して下さい。

よって、開札日が重複する総合評価方式の入札に参加する場合は、なるべく配置予定技術者を複数人配置することとして下さい。

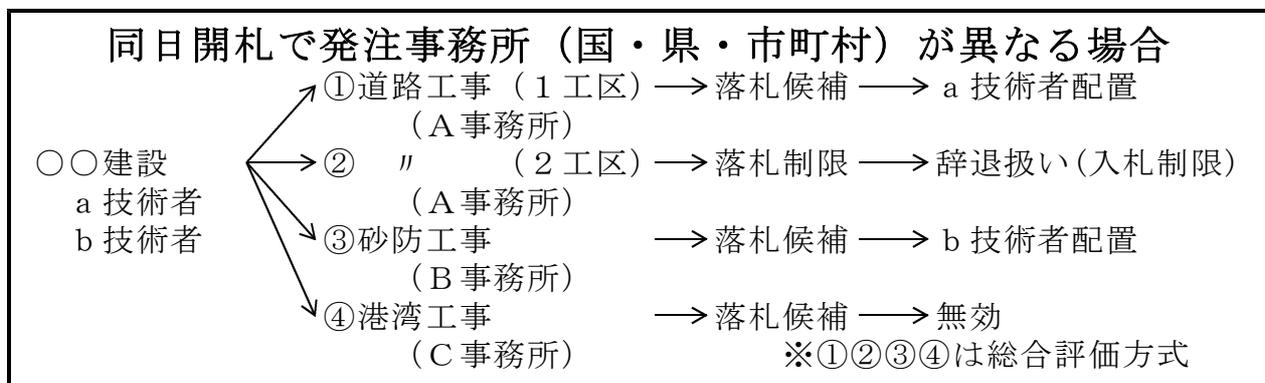
なお、配置予定技術者を複数人配置した場合の評価の方法は、Q1-6のとおり評価の最も低い者で評価します。

※1：やむを得ない場合とは、技術資料の締切後に、配置予定技術者の死亡、傷病、退職等があった場合です。

【一般競争入札】

技術資料と異なる配置予定技術者を、入札参加資格確認申請書に記載した場合や落札候補者に決定した工事以外の他の工事に技術者を配置できないことが明らかな場合は、資格無しと判断します。

よって、1人の技術者を数件の総合評価方式の工事に配置予定とした場合は、落札候補者決定通知が届いた時点で、落札候補者に決定した工事以外の総合評価方式の工事については必ず辞退届を提出してください。



※複数の工事で一人が単独で配置予定技術者となっているなど、辞退をしなければならないケースが疑われる場合、発注者は受注者に技術資料の配置予定技術者の変更は出来ない旨、説明して下さい。

Q1-9： 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A1-9： 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合は、技術資料提出時における配置予定技術者の技術評価点と同等以上の者を配置してください。

なお、総合評価方式工事において、配置予定技術者が同等以上の技術者を配置できない場合、及び、配置予定技術者が同等未満の技術者と交代した場合は、工事成績評定を－5.0点とします。

※やむを得ない場合とは、技術者の死亡、傷病、または退職等のほか、特記仕様書に明記されている場合です。

Q1-10： 入札公告日と開札日が年度をまたぐ工事の評価基準の考え方について

A1-10： 評価基準の考え方については、入札公告日が属する年度（旧年度）の評価基準によるものとします。

なお、受注工事量については同一年度内に入札公告を行った工事の受注件数で評価を行うものとします。（※令和5年度に入札（開札）を行う工事でも、入札公告の時期によって評価が異なることに注意すること。）

Q1-11： 会社の吸収合併に伴う評価の考え方について

A1-11： 会社の吸収合併に伴う評価の考え方については、以下に示す項目以外は、存続会社に消滅会社の実績が引き継がれるものとして評価します。

ただし、雇用にかかる評価については、合併後の会社において、現在も雇用されていることが条件です。

※会社の合併日が当該案件の入札公告日以後である場合は、合併前の存続会社で評価。

区分	評価項目	合併後の取扱
企業の 施工能力	経営状況（Y点） 技術力（Z ₁ 点）	存続会社の経審結果。 ただし、合併後の経審を受審している場合はその結果（技術資料提出期限日までに結果通知を受けたものに限る）
	受注工事量	存続会社と消滅会社のうち、 <u>受注件数の多い方で評価。</u>
	協力雇用主会等の登録	存続会社の登録状況で評価。
配置予定 技術者の 能力	技術者の表彰実績	個人を評価。 ※現在の会社での表彰実績については、 存続会社と消滅会社の実績を含む。
	資格保有	個人を評価。
	CPDS単位取得状況	個人を評価。
地域 貢献度	営業所の有無	合併後の会社における営業所の有無で評価。

《評価例》 一般土木工事 1億円～3億円未満の場合

評価項目		存続会社 評価	消滅会社 評価	吸収合併後 評価
企業の 施工 能力 7.5点	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績	○	×	0.5点
	過去5年間における国(県内)又は県の同種工事の施工実績	○ (1件)	○ (1件)	0.5点 (2件以上)
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点	・87点 ・82点	・77点	3.0点 (3件の平均) 82点
	経営事項審査における経営状況(Y点)	850点	750点	0.3点 (合併時経審) 950点
	経営事項審査における技術力(Z1点)	1000点	900点	0.2点 (合併時経審) 1100点
	受注工事量	3件受注	1件受注	-0.5点 3件受注
	過去5年間における新規学卒者の雇用	×	○	0.5点 0.5点
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録	障害者雇用の実績	高齢者雇用の実績	2つ以上実績
	前年度における週休二日の県内施工実績	○	×	実績有り
	過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績	×	○	実績有り
	当該工事における建設キャリアアップシステムの活用	当該工事での活用を評価 (登録は存続会社の実績で評価)		
	当該工事における登録基幹技能者の活用	当該工事での活用を評価		
	配置 予定 技術者 の能力 1.5点	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績	個人を評価	
配置予定技術者の工事成績評定最高点		個人を評価		消滅会社での 最高点有り
前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況		個人を評価		1.0点 推奨以上
地域 貢献度 2.0点	営業所の有無	営業所なし	営業所あり	0.5点 合併後にも 営業所あり
	地域への貢献 (振興局・支庁内又は県内)	局内で消防団 員の雇用	局内でボラン ティア活動有り	1.5点 局内で両方の 実績有り

Q1-12 同日開札・同日工種・同一評価項目等の工事に係る技術資料の提出について

A1-12: 手引きに、同日開札・同一工種・同一評価項目等の工事が複数ある場合、当該複数の工事に係る技術資料が添付資料を含め全て同じものとなるときは技術資料を兼用できるとありますが、具体的には、ケース1のような場合になります。ケース2、ケース3のような場合は、兼用できません。

ケース1

○月△日開札
 道路整備工事（1工区）・道路改良工事・土木一式工事5千万円～1億3千万円
 道路整備工事（2工区）・道路改良工事・土木一式工事5千万円～1億3千万円
 同日開札、かつ、同一工種、かつ、同一評価項目等であるため、技術資料が添付資料を含め全て同じものとなるときは、申請書や提出様式に工事名を併記することにより、技術資料の提出は1部で可能（技術資料は両工事で兼用します。）

ケース2

○月△日開札
 道路整備工事（3工区）・道路改良工事・土木一式工事1億3千万円～3億円
 道路整備工事（4工区）・道路改良工事・土木一式工事5千万円～1億3千万円
 同日開札、かつ、同一工種であるが、同一評価項目等でないため、技術資料は工事ごとにそれぞれ提出が必要

ケース3

○月△日開札

×港改修工事(5工区)・ケーソン製作及び据付工事・海上工事1億3千万円～3億円

○月□日開札

×港改修工事(6工区)・ケーソン製作及び据付工事・海上工事1億3千万円～3億円
同一工種、かつ、同一評価項目等であるが、同日開札でないため、技術資料は工事ごとにそれぞれ提出が必要

Q1-13： 政令市（九州内）と特殊法人とは。

A1-13： 九州内の政令市は、福岡県北九州市，福岡県福岡市，熊本県熊本市です。
特殊法人とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人指し、次のとおり。

（国研）宇宙航空研究開発機構， 沖縄科学技術大学院大学学園，（国研）科学技術振興機構，（独）空港周辺整備機構，（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構，（独）国際協力機構，（独）国立科学博物館，（独）国立高等専門学校機構，（独）国立女性教育会館，（独）国立青少年教育振興機構，（独）国立美術館（独）国立文化財機構，（独）自動車事故対策機構首都高速道路株式会社，（国研）情報通信研究機構新関西国際空港株式会社，中間貯蔵・環境安全事業株式会社，（独）中小企業基盤整備機構，（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構，（独）都市再生機構，中日本高速道路株式会社，成田国際空港株式会社，西日本高速道路株式会社，（国研）日本原子力研究開発機構，（独）日本学生支援機構，（独）日本芸術文化振興会，（独）日本高速道路保有・債務返済機構，（独）日本スポーツ振興センター，日本中央競馬会，阪神高速道路株式会社，東日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，（独）水資源機構，（独）労働者健康安全機構

【2 受注工事量】

Q2-1： J V 工事における受注工事量の加算点は、具体的にどのように算定するのか。

A2-1： J V 工事においては、入札に参加する代表構成員及びその他構成員における受注件数の累計に基づき、以下の算定式により算定します。

ただし、一般土木工事と海上工事はそれぞれの J V 工事の受注件数で評価します。

$$\text{加算点} = 1.0 - (\text{代表者としての受注件数の累計} \times 0.5 + \text{代表者以外の構成員としての受注件数の累計} \times 0.3)$$

(算定例)

A 建設・B 建設 J V における受注工事量の算定例です。

受注工事量 対象工事一覧

工事名	受注JV名
〇〇港改修工事（1工区）	A建設 ・C建設 JV
〇△港改修工事（2工区）	D建設・ B建設 JV
〇□漁港工事（1工区）	B建設 ・D建設 JV
△□港改修工事（5工区）	A建設 ・C建設 JV

※ 対象工事は、総合評価適用日以降から参加する入札案件の開札日前日までにA建設又はB建設がJV構成員として受注した工事（落札候補者又は落札決定されたものを含む）

A建設・B建設JVにおける受注工事量

	構成員名	代表者としての受注件数	代表者以外としての受注件数
代表者（親）	A建設	2件	0件
代表者以外の構成員（子）	B建設	1件	1件
受注件数 累計		3件	1件

★加算点 = $1.0 - (3件 \times 0.5 + 1件 \times 0.3) = -0.8$ 点

A建設・B建設JVの受注工事量における加算点は、**-0.8点**となります。

上記算定式において、-1.0点を下回る場合は、-1.0点となります。

【3 表彰実績・施工実績・工事成績】

Q3-1： 鹿児島県での表彰実績は、土木部・農政部・環境林務部優良工事等表彰実施要領に基づくとなっているが、具体的には何が対象となるのか。

A3-1： 評価対象は以下のとおりです。

【土木部】

- ・土木部長表彰
- ・地域振興局建設部長表彰
- ・支庁建設部長表彰
- ・若手有望技術者表彰

【農政部】

- ・農政部長表彰
- ・地域振興局農林水産部長表彰

- ・支庁農林水産部長表彰

【環境林務部】

- ・環境林務部長表彰
- ・地域振興局農林水産部長表彰
- ・支庁農林水産部長表彰

Q3-2： 表彰実績の国土交通省（九州内）の評価対象は何か。

A3-2： 評価対象は以下のとおりです。

- 企業の施工能力における評価
 - ・行政功労表彰の優良施工業者工事部門表彰
 - ・VE提案優良業者九州地方整備局長表彰（技術提案が優秀であった者）
 - ・工事成績優秀企業認定
- 配置予定技術者の能力における評価
 - ・行政功労表彰の優秀主任（監理）技術者表彰（現場代理人は除く）
 - ・優秀施工者国土交通大臣顕彰
 - ・若手優秀技術者表彰（H25年度から実施）

Q3-3： 平成22年度から、県の施工実績もコリンズ資料を提出することとなっているが、登録していない工事（500万円未満）がある場合、どのように確認するのか。

A3-3： 施工実績証明等任意の様式により、該当する工事名等が確認できる資料を提出していただく必要があります。

Q3-4： [企業の施工能力] 国又は県の同種工事の県内施工実績における「同種工事」の判断について

A3-4： 一般土木工事における同種工事の判断は、同種工事区分（別表1）により行うこととしており、その区分は歩掛の諸経費体系に基づき設定しています。ただし、砂防工事、急傾斜地崩壊防止施設工事、地すべり工事については、同一の諸経費体系であること、コリンズの区分名に合わせることから砂防・地すべり等工事としているが、それぞれの工事の特殊性を評価する必要から、細分しています。（細分表は評価例③参照）

一方、海上工事においては、諸経費体系によらず、同種工事区分（海上工事）の別表1により行うこととしています。

したがって、諸経費体系が海岸工事やしゅんせつ工事等であっても、海面上や水際線において、起重機船やグラブ船等の作業船を使用して、工作物を据付けたりする工事であれば、同種工事区分（海上工事）に基づき、評価することになります。

当該項目の評価にあたり同種工事の内容確認は、コリンズの工事カルテに明記されている「工事の分野」、「工種」及び「工法・型式」の内容を同種工事分（別表1）の工種内容に照らし合わせて判断してください。

なお、コリンズ登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書を添付させて確認を行ってください。

【評価例①】

	同種工事区分	工事カルテ上の区分		同種工事の判断
		公共事業の分野 (工事の分野)	工種 工法・型式	
発注工事	河川・道路構造物工事	01 河川	16-133 橋梁下部工	○
申請工事	<u>河川・道路構造物工事</u>	02 道路	16-133 橋梁下部工	

【評価例②】

	同種工事区分	工事カルテ上の区分		同種工事の判断
		公共事業の分野 (工事の分野)	工種 工法・型式	
発注工事	砂防・地すべり等工事	03 砂防・地すべり	43-120 法面工	×
申請工事	<u>道路改良工事</u>	02 道路	16-136 コンクリート擁壁工 43-120 法面工	

《評価例②の補足説明》

発注工事の同種工事を急傾斜地崩壊対策工事としていることから、コリンズの工事カルテ上の「工事の分野」としては「砂防・地滑り」で登録されたものであることが同種工事としての前提条件となります。

したがって、求める実績は法面工事ではなく、急傾斜地崩壊対策工事であることから、道路改良工事の工種内容に法面工があったとしても、「工事の分野」が「道路」として登録されていることから、同種工事とはなりません。

【評価例③】

	同種工事区分	同種工事の細分	工事カルテ上の区分		同種工事の判断
			公共事業の分野 (工事の分野)	工種 工法・型式	
発注工事	砂防・地すべり等工事	急傾斜地崩壊防止施設工事	03 砂防・地すべり	43-120 法面工	○
申請工事①	砂防・地すべり等工事	急傾斜地崩壊防止施設工事	03 砂防・地すべり	45-220 なだれ防止工	
申請工事②	砂防・地すべり等工事	砂防工事	03 砂防・地すべり	43-120 法面工	×

細分表

○砂防工事，急傾斜地崩壊防止施設工事，地すべり工事の同種工事区分の細分

砂防工事	砂防工事にあつて，次に掲げる工事		
	堰堤工，流路工，床固工及びこれらに類する工事		
急傾斜地崩壊防止施設工事	急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて，次に掲げる工事		
	山腹工，落石なだれ防止工及びこれらに類する工事		
地すべり工事	地すべり工事にあつて，次に掲げる工事		
	抑制工，抑止工，山腹工，集水井工，集排水井ボーリング工，排水トンネル工		
	及びこれらに類する工事		

《評価例③の補足説明》

砂防・地すべり等工事については，工事の特殊性を評価する必要があることから，「同種工事の細分（上記細分表による）」「公共事業の分野」で同種工事を判断します。

評価事例③では，申請工事は「同種工事の細分」でそれぞれ「急傾斜地崩壊防止施設工事」と「砂防工事」となことから，申請工事①が同種工事となります。

Q3-5： 工事成績の平均点の算出方法はどのようにするのか。

A3-5： 過去3年間の成績の総計を件数で割り，小数点第2位を切り捨てたものを平均点とします。

なお，橋梁上部工（PC橋），橋梁上部工（鋼橋）及び鋼構造物工事（浮棧橋）は，過去5年間の上位3件の工事成績の総計を3件で割り，小数点第2位を切り捨てたものを平均点とします。

Q3-6： 工事成績や施工実績には，漁港事業は含まれるのか。

A3-6： 漁港事業と漁場事業を対象に含めます。

Q3-7： 工事成績，施工実績及び表彰実績の評価対象は，共同企業体での過去の実績が代表者以外の構成員であった場合も，全て評価対象となるのか。

A3-7： 評価対象とします。

Q3-8： 表彰実績は県農政部及び環境林務部発注工事も評価対象となっているが、施工実績や工事成績は評価対象とならないのか。

A3-8： 施工実績と工事成績は農政部発注工事は評価対象となりません（下表）。

項 目	評 価 対 象
表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省九州地方整備局発注工事の表彰 県土木部（建築課所管発注工事除く）・農政部・環境林務部優良工事等表彰実施要領に基づく表彰
施工実績	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省九州地方整備局発注工事 県土木部発注工事（建築課所管発注工事除く） 県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
工事成績	<ul style="list-style-type: none"> 県土木部発注工事（建築課所管発注工事除く） 県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事

Q3-9： 国（九州内）又は県の表彰実績の評価において、建築工事に関する表彰実績は評価対象となるか。

A3-9： 表彰実績における評価対象については、土木工事に関する表彰実績を評価しているため、本県発注工事の場合、建築課所管発注工事を除くこととしております。

従って、国土交通省九州地方整備局発注工事についても、本県発注工事と同様に建築工事に関する表彰実績については、評価対象外となります。

なお、具体的な評価対象となる表彰については、Q3-1とQ3-2を参照ください。

Q3-10： 配置予定技術者の国（九州内）又は県の表彰実績において、技術者の転職等に伴い、表彰時点の会社と技術者表彰の対象工事を受注した会社が異なる場合の取扱いについて

A3-10： 国（九州内）又は県の技術者表彰については、対象工事の完成年度の翌年度に表彰を受けることから、表彰を受ける時点に在籍している会社と表彰対象工事の受注会社が異なる場合があります。

その場合の取扱いについては、下記に示したケース2の場合となり、以前の会社での評価対象となりますので、技術資料申請時における提出様式への記載の際は、このことを十分に踏まえ申請してください。

《技術者表彰を受けた工事》

- 工期 : H20.5.1～H20.12.1(H20年度工事)
- 受注会社名 : 会社A

【ケース1】	<p>H5.4.1 ● 会社Aに雇用</p> <p>H20.5.1～H20.12.1従事 表彰対象:H20年度工事</p> <p>H21.11.1(表彰状の日付) ★H21年度表彰 (表彰対象:H20年度工事)</p> <p>現在</p>	現在の会社として 評価
【ケース2】	<p>※会社Aから会社Bに転職した場合(会社Aと会社Bが連結決算会社の場合も同様の取扱いとする。)</p> <p>H5.4.1 ● 会社Aに雇用</p> <p>H20.5.1～H20.12.1従事 表彰対象:H20年度工事</p> <p>H21.3.31 ×</p> <p>H21.4.1 ● 会社Aを退職 会社Bに雇用</p> <p>H21.11.1(表彰状の日付) ★H21年度表彰 (表彰対象:H20年度工事)</p> <p>現在</p>	以前の会社として 評価

Q3-11: 1級土木施工管理技士の資格試験に合格しているが、合格証明書の交付申請手続き中である場合の取り扱いについて。

- A3-11: 1級土木施工管理技士の資格試験の合格通知書にて資格を有していると判断し評価する措置を行う。なお、この措置は、合格通知書に記載している合格通知日から起算して90日間とする。
 (例えば、合格通知日が令和6年3月1日である場合、5月29日までの間に、入札公告された案件が措置の適用対象となる。)
 ただし、この措置は、総合評価における措置であり、入札参加資格要件の資料提出時には、1級土木施工管理技士の合格証明書を必ず提出すること。
 (合格証明書が提出できなかった場合は、資格無しとなり、落札候補者(落札者)が取り消しとなるので注意すること。)

Q3-12: 道路橋とは。

- A3-12: 荷重区分がB活荷重又は、A活荷重で設計された自動車の通行に供する橋梁をいう。

【4 新規学卒者・障害者・高年齢者雇用】

Q4-1: 新規学卒者、障害者、高年齢者の雇用で、「自社(連結決算会社を含む)において雇用した場合」とあるが、連結決算会社とは制限があるのか。

- A4-1: 建設関連の会社に限ります。
 例) ・建設関連の子会社
 ・土木建築資材(生コン, 石材, 二次製品等)の販売
 ・土砂運搬等

Q4-2：「過去5年間における新規学卒者の雇用」について

A4-2： 以下のとおりです。

○平成31年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※1）を採用し、現在（※2）まで継続して雇用している実績の有無を評価します。

（※1）新規学卒者とは、最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成30年4月1日から令和6年3月31日までに卒業した者をいう。

なお、平成31年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、平成31年4月に採用したものとみなす。

（※2）現在とは、入札の公告前日を指す。

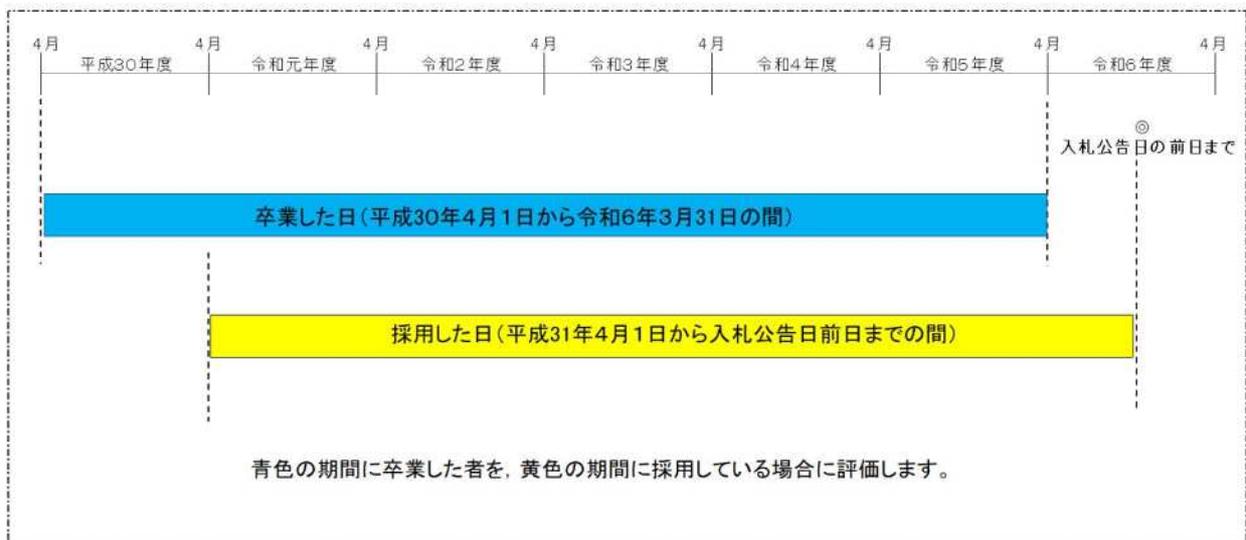
○県内に主たる営業所を有する企業のみが評価対象となります。

したがって、県外に主たる営業所を有する企業は評価対象外です。

○新規学卒者（被雇用者）の年齢は問いません。

○再就職した者でも評価します。

【評価例】



Q4-3： 新規学卒者，障害者，高年齢者の雇用における常時雇用労働者について

A4-3： 常時雇用労働者は、事業主及び法人の役員は一般的には対象外となりますが、役員等であっても下記のような雇用形態であり、雇用保険の被保険者となっていれば常時雇用労働者とみなします。

① 雇用期間の定めのない労働者

② 一定期間（1ヶ月，6ヶ月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一状態にあると認められる者

- ③ 日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者

Q4-4： 障害者の雇用における法定雇用義務及び「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所へ電子申請により報告した場合の評価方法について

- A4-4： 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、一定規模以上の事業主は、障害者を一定割合以上雇用すべきとなっており、この割合を障害者雇用率（法定雇用率）といい、一般の民間企業も定められています。
なお、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務については除外率が設定されており、建設業においても定められています。
※建設業で常用労働者数55人の場合、障害者1人を雇用。
（R6年3月1日現在の法定雇用率2.3%、除外率20%とした場合）
公共職業安定所へ報告した年度の法定雇用率及び除外率にて計算すること。

法定雇用義務がある場合の確認方法としては、「障害者雇用状況報告書」の中の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数が0人であることを確認します。

公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しについては、受付印があるものとなっているが、電子申請した場合は、申請された報告書の写しと併せ、手続完了日が確認できる電子申請システムの状況通知メールの写しを提出すれば評価します。

なお、通知メールを保存していない場合は、公共職業安定所が控えている報告書の写しを添付すること。

Q4-5： 障害者・高年齢者の雇用の取扱いについて

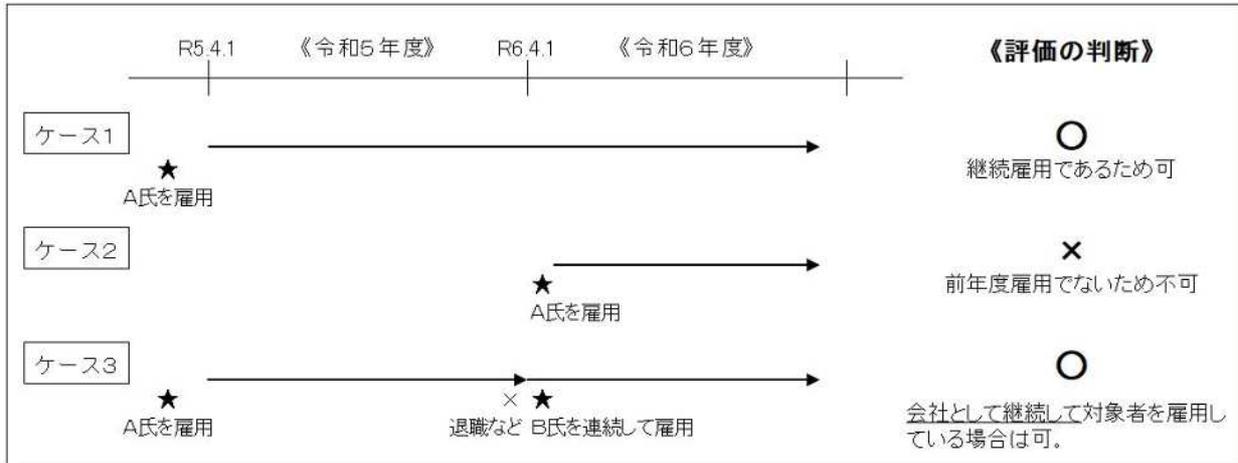
- A4-5： 障害者・高年齢者の雇用については、対象者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用していることとしておりますが、取扱いについて下記のとおり補足します。

■障害者雇用

身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用。

【提出様式】

- ・法定雇用義務あり：「令和5年度障害者雇用状況報告書」の写し
（「令和6年度障害者雇用状況報告書」の写しがある場合は、その写しも併せて提出）
- ・ " なし：健康保険被保険者証の写し及び障害者手帳等の写し

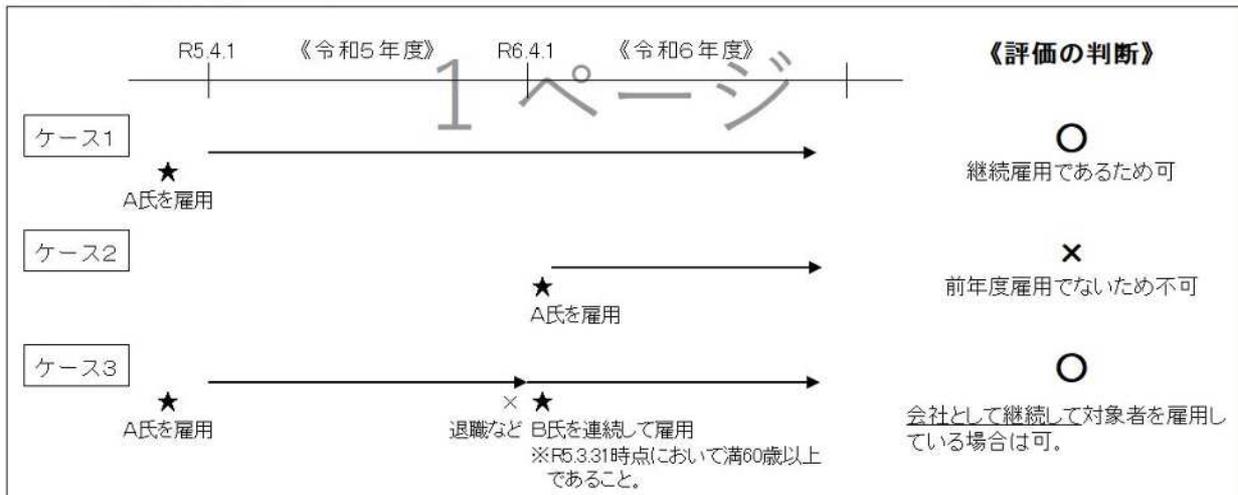


■高年齢者雇用

令和5年3月31日時点において満60歳以上の高年齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用。

【提出様式】

- ・健康保険被保険者証の写し



※上記2つのケース3とは、対象者が退職等のやむを得ない事情により、会社を辞めたため、引き続き対象者を雇用している場合である。
なお、この場合は両者の証明書類を提出してください。

【5 CPDS】

Q5-1： CPDSの証明書を、配置予定技術者以外の社員も含めてまとめて交付してもらったが、この証明書を提出できるのか。

A5-1： 配置予定技術者のCPDS取得状況を確認できれば提出できます。

Q5-2： CPDSの取得単位は、インターネット、社内研修も評価するのか。

A5-2： 評価します。

Q5-3： CPDSの取得単位は、一級土木施工管理技士に合格前の単位も含めて評価されるのか。

A5-3： CPDSの取得単位は、一級土木施工管理技士としての継続学習教育に限って評価することから、一級土木施工管理技士に合格前に取得した単位は評価の対象に含まれません。

【6 営業所】

Q6-1： 営業所における従業員10名以上の考え方について
 証明書類としては、直近の決算変更届における「使用人数」（建設業法第2条関係様式第4号）の写しを提出することとしているが、直近の書類となる昨年度の決算変更届（昨年度事業年度の終了日時点）以降に営業所の使用人数が増え、現在、10名以上となったが、この場合、評価されるのか。

A6-1： あくまで直近の書類での証明となるので、今年度の決算変更届が受理されるまでの間は、昨年度の書類での確認となるため、上記の事例については、認められません。

Q6-2： 海上工事（5千万円以上3億円未満）の営業所の有無についての配点はどのようになるのか。
 ① 5千万円～1億3千万円 ② 1億3千万円～3億円

A6-2： 配点については、以下のとおりです。

① 5千万円以上1億3千万円未満の場合（区域は本土・熊毛・大島）	
・区域内に主たる営業所あり	1点
・区域内に区域内在住者20名以上で10年以上の営業所	0.8点
・県内に主たる営業所あり	0.5点
・県内に県内在住者20名以上で10年以上の営業所	0.3点
・上記以外で	0点
② 1億3千万円以上3億円未満の場合（区域は県内）	
・区域内に主たる営業所あり	1点
・上記以外で	0点

Q6-3： 海上工事における「地域貢献度」の評価において営業所の従業員20名以上の考え方について

A6-3： 【5千万円～1億3千万円未満の工事の場合】
 当該工事場所の区域内（本土，熊毛，大島）に、主たる営業所以外で、区域内在住者20名以上で10年以上の営業所がある場合の取扱いについて、下記のとおり補足します。〔提出様式8-1〕

- ・同一区域内に複数の営業所がある場合は、それら営業所における区域内在住者の従業員数の合計が20名以上いる場合も評価対象となります。

また、1億3千万円～3億円未満の工事の場合においても同様の取扱いとします。

【7 地域貢献】

Q7-1： 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績の証明書類について

A7-1： ボランティアの証明書類としては、過去5年間におけるボランティア活動について、各年度ごとに、活動状況写真（各1枚以上）又は新聞記事又は掲載されたホームページの写しのいずれかを提出する必要があります。

公的機関の証明書は不要ですが、同証明書を取得している場合は、上記の写真、新聞記事又はホームページの写しに代えて提出すれば評価を行います。

※ 公的機関とは国、県、市町村（公立学校、警察署、消防署を含む。）及びボランティア活動を行った公共施設の管理者（指定管理者を含む。）に限ります。

したがって、公共施設の指定管理者である場合を除き、観光協会、NPO法人等の証明書は対象外となりますので、写真、新聞記事又はホームページの写しを準備してください。

過去5年間に実施した活動状況を証明する資料として、ボランティア活動状況写真を添付する場合は、着手前、作業中、完了の写真（なるべく全景がわかるもの）を撮るようにしてください。
また、写真には黒板を入れ作業日の日付を入れてください。

Q7-2： 「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の工事箇所のある市町村内、振興局・支庁管内等の別について

A7-2： 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績について、工事箇所のある市町村内での評価とは、5年間全てにおいて工事箇所のある同一の市町村内で活動を行った場合を意味しています。

したがって、5年間のうちの1年度でも活動が当該市町村内でない場合は、その異なる市町村が同一振興局管内であれば振興局・支庁管内の実績となり、その異なる市町村が振興局管内でない場合は評価の対象外となります。

ただし、橋梁上部工（鋼橋）、鋼構造物工事（浮棧橋）は、活動実績年数1年目から評価する。

Q7-3： □□神社の清掃作業や「道の日」の活動は、ボランティア活動等による地域貢献の実績として認められるか。

A7-3： 「総合評価方式における地域貢献度の評価基準」に示すとおり、公共施設への愛護活動を評価することとしていますので、標記活動はボランティア活動等による地域貢献の実績としては認められません。

また、「道の日」の取組みとして、団体等が実施する道路一斉清掃等の活動に参加したものについては、評価しません。

Q7-4： 道路管理委託業務とは、具体的にどのような業務なのか。
また、必要書類は何か。

A7-4： 県有施設災害復旧委託又は道路維持補修業務委託等が該当し、対象となる業務は大きく2つで、添付書類として契約書の写しが必要です。

1) 工期180日以上の道路管理委託業務（草刈、清掃、巡視、崩土除去、保安管理、舗装補修）

[業務名の例]

- ・道路維持補修（舗装補修管理）業務委託
- ・登山歩道等管理業務委託

2) 委託作業内での降灰対策又は雪氷対策実績（受注業務の工期は問わない）

なお、2)について契約した委託名に「雪氷対策」あるいは「降灰対策」が表示されていない場合は、完成書類に添付した作業状況写真の写しを2枚添付して下さい。（契約書の写しでは判断できないため）

契約した委託名に「雪氷対策」あるいは「降灰対策」が表示されていれば写真は必要ありません。

[業務名の例]

- ・道路維持補修（降灰対策）委託 写真不要
- ・道路維持補修業務委託 写真必要

※この業務委託は「県発注」の委託に限り、国、市町村、県道路公社等発注分は対象外です。

Q7-5： 「ふるさとの道サポート推進事業」、「みんなの水辺サポート推進事業」などの実績は、公的機関の証明書は必要ないのか。

A7-5： 公的機関の証明書は不要です。

ただし、実績の証明書類として、認定書の写し及び活動実施報告書の写し及び活動状況写真（1回につき1枚）又は新聞記事若しくは掲載されたホームページの写しの添付が必要です。

撮影のポイントは、活動の様子を撮影したもので、評価対象の参加者がわかるもの（全員でなくてよい、作業終了後の集合写真でもよい）とおおよその背景がわかるものとします。

公的機関の証明書を取得している場合は、上記の写真、新聞記事又はホームページの写しに代えて提出すれば評価を行います。

※なお、サポート推進事業の活動実績は、「過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績」の評価対象ではありません。

Q7-6： 「ふるさとの道サポート推進事業」、「みんなの水辺サポート推進事業」などの活動実績とは、どのような場合に評価されるのか。

A7-6： 内容は、それぞれ次のとおり定められています。

総合評価では、これらの活動実績が確認できるものについて評価します。

①「ふるさとの道サポート推進事業」（県道路維持課）

県管理道路の一定区間（100m以上）において、日常的な管理を行うとともに、年1回以上の定期的な草刈りや花壇・植栽帯の手入れ等を行うこと。

②「みんなの水辺サポート推進事業」（県河川課）

県管理河川又は海岸（県河川課所管）の一定区間（100m以上）において、年1回以上、定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行うこと。

③「みんなの港サポート推進事業」（県港湾空港課）

県管理港湾又は海岸（県港湾空港課所管）の一定区間において、年1回以上、定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行うこと。

④「ふるさと砂防サポート推進事業」（県砂防課）

県管理の砂防指定地，急傾斜地崩壊危険区域，地すべり防止区域内において，年1回以上，定期的な草刈りやゴミ拾い等の清掃美化活動等を行うこと。

Q7-7： 「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などのサポート推進事業において，数社で組織している場合，自治会や愛護会等のグループで参加している場合など，企業1社単独以外の組織でサポーター認定されている場合は，どのように評価するのか。

A7-7： 評価対象の企業が認定されている組織に参加していること，実際に事業を実施していることを証する資料が必要です。

具体的には，実績の証明書類として，認定書の写し，活動実施報告書の写しに加え，対象企業の社員が参加した証明書類等を提出してください。

【評価対象の会社の社員が参加した証明書類の例】

- ・名簿の写し（保険を請求するとき作成されたもの）と登録者の健康保険証の写し

Q7-8： 地球温暖化防止などの環境保全活動実績とは，どのような活動が認められるのか。

A7-8： 平成23年度から新たな評価項目とし，次の(1)から(3)のいずれかに該当するものを評価します。

(1) ISO14000シリーズの認証

認証を前年度までに受けていることが条件で，振興局・支庁内での評価は当該入札案件の工事場所を所管する振興局・支庁内に設置している営業所が認証を受けているものに限り，県内の局外の営業所のみが認証されているものは，県内での実績として評価

また，評価は当該入札案件の入札説明書等に記載の開札日の時点で認証が有効期間内にあるものとします。

なお，エコアクション2.1等は評価の対象としません。

(2) 鹿児島県地球温暖化対策推進条例の取組み

当該条例における温室効果ガス排出抑制計画に基づく，太陽光発電や風力発電，バイオマスエネルギーなどの新エネルギーや，電気自動車・ハイブリッド重機の導入などの実践活動で，県地球温暖化対策課に活動内容について「温室効果ガス排出抑制計画書」（ホームページに掲載している計画書は大規模事業者向けで，これに準じた書式）を提出する必要があります。詳しくは下記ホームページを確認して下さい。

ホーム > くらし・環境 > 環境保全・自然保護 > 地球温暖化対策 > 鹿児島県地球温暖化対策推進条例

(3) かごしまCO₂吸収量認証制度による森林整備活動

当該認証制度は，森林整備によるCO₂吸収量を県が認証することにより，企業や団体等における地球温暖化対策の取組を促進することを目的とします。

県内において自ら又は費用負担により森林整備活動等をおこなう企業・団体等を対象とし，次に掲げる要件を全て満たしていると認められるときに認証します。

- ・県内での森林整備で、整備面積が0.1ha以上
- ・申請の前年度又は当年度に森林整備が完了した「植栽」，「間伐」
※植栽・間伐の要件あり

詳しくは下記ホームページを確認して下さい。

ホーム > くらし・環境 > 環境保全・自然保護 > 地球温暖化対策 > かしま
CO₂吸収量認証制度について

Q7-9： 消防団の雇用の証明として、消防団員証の写し等を添付することとなっているが、市町村によっては市町村消防団発行の辞令を交付しているところがある。その辞令の写しでもよいか。

A7-9： 消防団員の雇用における評価は、前年度までに消防団員になっていることが条件ですので、任命日が確認できれば辞令の写しでも認めます。
(消防団発行の在職証明書や人事異動通知書の写しでもOK)
提出書類は、下記のとおり、①団員である証明書類、②団員を雇用している証明書類です。

- ① 団員である証明書類
 - ・消防団員証（表と裏）の写し
 - ・市町村又は消防団の証明書(任意様式)の写し
 上記のいずれか1つ
- ② 団員を雇用している証明書類
 - ・健康保険証の写し(当該年度に雇用されていれば雇用保険証の写し等)

Q7-10： 地域貢献度（ボランティア）の具体的な評価を教えてください。
特に、消防団員に所属している社員を雇用している場合は、どのように評価されるのか。

A7-10： 具体的な評価事例は以下のとおりです。
なお、消防団員の雇用については、当該入札の工事箇所の市町村又は振興局・支庁管内に、自社の社員が所属する消防団が所在する場合に評価します。

- 地域貢献度（ボランティア等）の評価基準例（土木一式5千万～1億3千万円未満）
※ 下表の例以外にもケースがあります。

(凡例) 工事場所の所在する市町村内で実績あり：◎
工事場所の所在する振興局・支庁管内で実績あり：○
管内で実績あり又は実績なし：×

評価項目	実績の内容					
	◎	◎	◎	○	×	×
① ボランティア活動	◎	◎	◎	○	×	×
② 道路管理委託	◎	◎	○	◎	○	×
③ サポート事業	◎	◎	○	◎	×	×
④ 消防団員雇用	◎	○	○	×	○	×
評価点（1.4点満点）	1.4点	1.4点	1.0点	1.0点	0.4点	0点

(評価基準)

- ・工事場所の所在する市町村内で①～④の実績あり 1項目当たり0.4点
- ・工事場所の所在する振興局・支庁管内で①～④の実績あり 1項目当たり0.2点

・上記以外

0点

※評価項目の上限は1.4点満点

Q7-11： 海上工事における「地域への貢献」評価項目③「過去5年間における災害発生時の緊急的な災害復旧活動の実績」の考え方について

A7-11： 評価基準において、崩土・落石・倒木・流木の除去等の応急工事の受注実績としていますが、災害発生に伴う緊急的な復旧活動の受注を評価の対象としていますので、台風・大雨時等の流木撤去に係る業務委託も評価の対象に含めます。

なお、評価対象は県発注のものに限り、例えば、緊急的必要性から随意契約により復旧活動に係る工事や業務委託を受注したものを対象とします。

したがって、年間業務委託における作業や、維持修繕工事において災害発生に起因しない流木の撤去等については、評価の対象外としますので注意してください。

Q7-12： 海上工事における「地域への貢献」評価項目⑦「前年度の地球温暖化防止などの環境保全活動実績」について

A7-12： 局内での評価は、局内の営業所がISO14000シリーズの認証を受けている場合に該当し、県内の他局の営業所でのみ認証を受けている場合は県内での評価となります。

なお、前年度までに取得したものだけを評価しますので、今年度に新たに取得したものは対象外となります。

Q7-13： 海上工事における「地域への貢献」評価項目⑤「過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績」の添付書類について

A7-13： 本評価項目における証明書類として、防疫活動の実施場所や活動内容を把握するため、次の①及び②を提出必須としています。

① 作業依頼文書（県、市町村や協会支部からの連絡文書等）の写し

② 実施場所が分かる作業分担表や出面等の写し

なお、上記①、②については、以下の書類に代えて提出しても評価を行います。但し、①と②の両方を提出してください。

① 公共機関（県、市町村）の証明書の写し

② 活動状況写真（2枚）又は新聞記事又は掲載されたホームページの写し

Q7-14： 海上工事における「地域への貢献」評価項目④災害協定に基づく応急工事の実績を有する場合、その工事で③(1)応急工事の受注実績も評価されるか。

A7-14： 過去2年間に災害協定に基づく応急工事の実績がある場合、④でのみ評価します。したがって、災害協定に基づく応急工事以外に、過去5年間に応急工事の受注実績があれば、③(1)に記載してください。

Q7-15： 災害協定に基づく海上緊急出動体制における評価の考え方について

A7-15： 評価の考え方については下表による

	Aパターン	Bパターン	Cパターン
自社船保有	○	○	×
船員2名以上	○	×	○
点数	0.6(0.5)点	0.4(0.3)点	0点

() は3億円以上WT O未満

※本評価項目は、自社船保有が絶対条件であることから、船員のみ場合は、評価(加点)されません。

※自社船保有+船員1名(または0名)の場合の評価はBパターンとなります。

Q7-16： 海上工事ケーソン製作工事など、製作場所と据付場所が異なる場合の局内の考え方について

A7-16： ケーソン製作を鹿児島市(鹿児島地域振興局管内)で行い、据付を西之表港(熊毛支庁管内)で行う場合、西之表港改修工事として製作のみの工事が熊毛支庁から発注された際は、総合評価の評価対象となる工事場所の局内とは熊毛支庁管内になりますので、工事名称や据付場所を確認してください。

Q7-17： 消防団員の雇用の取扱いについて

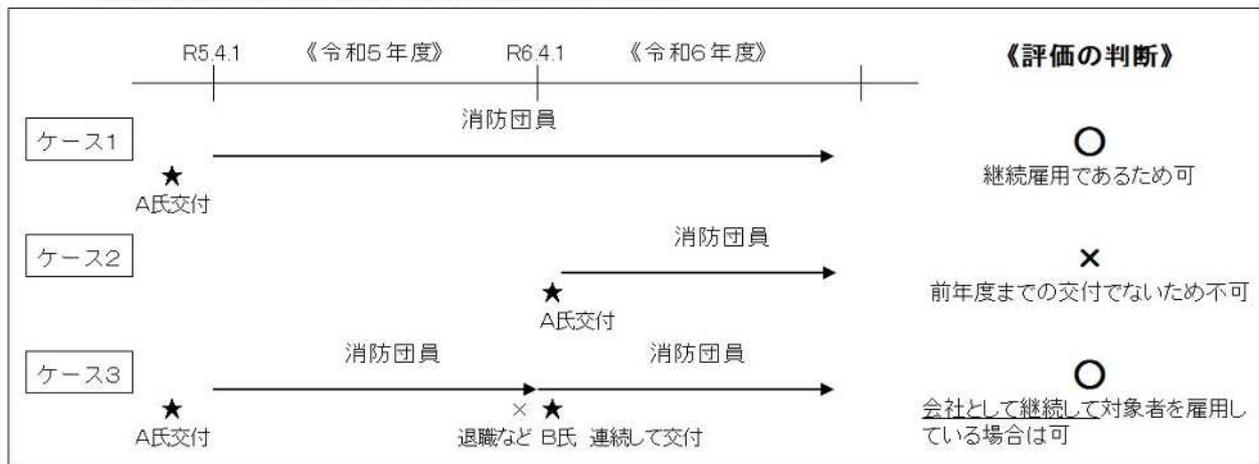
A7-17： 消防団員の雇用については、令和5年度までに消防団員証の交付等を受けているものに限るとしておりますが、取扱いについて下記のとおり補足します。

■消防団員の雇用

令和5年度までに消防団員証の交付を受けているもの。(消防団に所属している社員の現在での雇用)

【提出様式】

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・消防団員証等の写し(現在も有効であるものに限る)



※ケース3とは、前任者が退職や転勤等のやむを得ない事情により、消防団を辞めたため、引き続き自社の社員が消防団の交付を受けた場合である。

なお、この場合は両者の証明書類を提出してください。

Q7-18： 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績における証明書類の注意事項について

A7-18： 活動状況写真については、工事のイメージアップによる活動等（工事名が記載されている黒板が写っている場合等）とみなされるものについては、評価対象となりません。

また、新聞記事又は掲載されたホームページの写しでも評価していますが、記事等に参加者名として企業名が記載されていない場合は、評価対象となりません。なお、協会支部単位や〇〇建友会等による活動の場合は、会員名簿などで参加したことが確認出来れば評価します。

Q7-19： 過去5年間におけるボランティア活動等による地域貢献の実績の証明書類について（Q7-1の補足説明）

A7-19： 過去5年間に実施した活動状況を証明する資料として『活動状況写真を添付する場合』は、作業日の日付を入れた黒板が入った着手前、作業中、完了の写真がそれぞれ1枚以上ないと、評価対象となりません。

なお、この運用については、防災パトロールやインターンシップの受け入れなどのすべてのボランティア活動において適用しますので、それぞれの活動状況がわかる3枚以上の写真（初期段階、途中段階、最終段階）を撮っていただくようお願いします。

ただし、新聞記事又は掲載されたホームページの写真又は国、県、市町村（指定管理者を含む）の証明書があれば評価されます。

Q7-20： 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献のうち、防災パトロールとしての実績評価について

A7-20： 防災パトロールの定義としては、手引の中の『別紙：ボランティア活動の定義等』にあるように「台風、大雨、地震発生後、公共施設のパトロールを行い、被災の有無を報告すること」となっていることから、評価対象となるのは、パトロール後速やかに電話等で管理者へ被災の有無を報告を行うこととしております。なお、報告手段は問わず、証明書類も不要です。

については、防災パトロールとしての実績を挙げるときには、活動状況写真等（Q7-18参照）の添付資料の提出と併せ、提出様式の中の実施内容の欄にパトロール内容、報告年月日及び報告を行った機関名を入れるようにしてください。（例：大雨後における防災パトロール（R2年8月1日〇〇地域振興局へ報告））

Q7-21： 稚魚放流活動を行った場合、ボランティア活動等による地域貢献の実績として評価されるのか。

A7-21： 水産資源の保護育成に寄与する稚魚放流活動は、本県の水産業振興を図る上で重要な施策であることから、公益性の高い活動と見なされ、愛護活動の中の啓発活動等として評価します。

活動に当たっては、単なる稚魚放流作業ではなく、地元の小学生等をまじえた放流体験・啓発活動となるよう、下記に留意して実施してください。

記

ボランティア活動等による地域貢献のうち、稚魚放流活動の扱いについて

1 稚魚放流活動の参画範囲等について

単なる稚魚放流ではなく、地元の小・中学生や住民等が稚魚放流活動に参画していることが評価の対象となります。体験放流等を通し、水産資源の保護育成意識等が醸成されるよう努めてください。

2 稚魚放流の内容について（場所、魚種、サイズ、尾数等）

放流場所には海面と内水面（河川・湖沼等）があります。

(1) 海面

海面には漁業権が設けられており、管轄する漁業協同組合（以下、「漁協」という。）があります。放流にあたっては、事前に最寄りの漁協に連絡し、放流活動計画に支障がないか確認してください。

なお、放流稚魚の入手・運搬等については、公益財団法人「かごしま豊かな海づくり協会（TEL：0994-32-5604）」において、放流する魚種、サイズ、尾数等の相談を受けることができます。

(2) 内水面

内水面には、漁業権が設けられた河川とそうでない河川があり、漁業権のある河川では必ず所管する内水面漁協に事前に連絡し、放流場所、魚種、尾数等を相談してください。

また、放流する魚種等によっては、勝手な移動や放流が禁止されている場合があります、十分な注意が必要です。詳しくは、県商工労働水産部水産振興課栽培養殖係（TEL：099-286-3433）にご照会ください。

3 実績を証する書類等について

実績を証する資料としては、活動状況がわかる3枚以上の写真（初期段階、途中段階、最終段階）の添付が必要となりますが、それぞれの写真撮影のタイミングとしては、

初期段階（着手前）：トラック等による稚魚搬入状況（車と水槽写真等）

途中段階（作業中）：放流風景（児童等の参加状況、放流状況がわかるもの）

最終段階（完了）：放流後の空の水槽や、参加児童等との集合写真等

などが考えられます。

なお、実績の内容としては、提出様式の中の実施内容の欄に、放流した魚種（サイズ、尾数、購入先）、参加した児童等（学校、学年、人数等）、漁協名等を記入するようにしてください。

本件に関する照会先 商工労働水産部漁港漁場課漁場開発係 TEL：099-286-3431
--

Q7-22： 表彰決定通知等はどのような場合に提出するのか。

A7-22： 入札公告日において、表彰されることが決定しているが、表彰日が未到来のため表彰状がない場合は、表彰されることが決定したことが確認できる当該表彰決定通知等の写しを添付することにより、対象とします。

なお、入札公告日時点で上記決定通知等が有効であれば対象とします。

上記以外は、表彰状の写しを提出してください。

Q7-23： 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績について、公共施設の具体例にある「公的施設(県及び市町村が設置した公の施設及びこれに準じる国の施設)」とは何か。

A7-23： 県及び市町村が設置した公の施設とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされているもので、以下の①～⑤の要件を全て満たすものとなります。

- ① 住民の利用に供するためのもの
- ② 当該自治体の住民の利用に供するためのもの
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④ 地方公共団体（県及び市町村）が設けるもの
- ⑤ 施設であること

①～⑤を満たす主な施設を例示すると、次のとおりです。

体育施設	体育館，運動場，プール など
教育・文化施設	博物館，美術館，図書館，文化会館，公民館，コミュニティセンター など
社会福祉施設	老人福祉施設，児童福祉施設，保育園 など
公営企業	公立病院，上水道，下水道，工業用水道，バス路線 など
その他	公園，道路，河川，学校，公営住宅，墓地，土地改良施設 など

※ 例示された施設はいずれも地方公共団体（県及び市町村）又は国が設けたものに限りません。私立学校や私立保育園などは該当しませんので、注意してください。

Q7-24： 地域のイベントにおける会場設営や交通整理，道具の製作といったボランティア活動等は，地域貢献の実績として認められるか。

A7-24： Q7-3で回答しているとおり、「総合評価方式における地域貢献度の評価基準」では公共施設の愛護活動を評価することとしていますので、お尋ねのような地域のイベントにおけるボランティア活動は、地域貢献の実績として認められません。

Q7-25： 海上工事における災害協定に基づく海上緊急出動体制の評価対象となる協定締結団体について

A7-25 海上工事における災害協定に基づく海上緊急出動体制の評価対象となる協定締結団体については、以下のとおり。

- ① 「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」

- 団体名：鹿児島県港湾漁港建設協会

協定名：災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定
締結日：平成28年2月10日

- 団体名：鹿児島の海を守る会

協定名：災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定
締結日：令和2年9月1日

- 団体名：奄美の海を守る会

協定名：災害・事故発生時の奄美大島群島内の海上における応急対策に関する協定

締結日：令和3年4月26日

- ②「大規模災害時における応急対策に関する協定」

- 団体名：社団法人 鹿児島県建設業協会

協定名：大規模災害時における応急対策に関する協定

締結日：平成19年3月22日（当初締結日 平成18年1月24日）

【8 自己採点方式】

Q8-1： 自己採点方式の対象工事は何か。

A8-1： 一般競争入札の総合評価方式(特別簡易型)を適用している，一般土木工事，海上工事及び橋梁上部工の5千万円以上WTO未満の工事です。

Q8-2： 自己採点表は，入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

A8-2： そのとおり。
提出しなければ，入札の参加は認められません。

Q8-3： 技術資料は提出しないでもいいのか。

A8-3： 最初は技術資料は提出する必要はありません。
開札後，落札候補者第1位から2位程度の者に技術資料を提出してもらうこととなります。

Q8-4： 技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。

A8-4： 入札参加希望者が提出した自己採点表に基づき，仮技術評価点を決定し，これを入札に付して，技術資料を提出してもらい，当該資料を審査した上で，落札候補者を決定します。

Q8-5： 自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。

A8-5： 県が記入すると示した部分以外は，全て入札参加希望者が記入すること。
令和2年度は，受注量調整の点数は県で記入する項目。

Q8-6： 自己採点を県は審査はしないのか。

A8-6： 自己採点は審査せず、仮技術評価点を決定して入札に付します。
審査は、落札候補者が決定した後、落札候補者となる上位3者程度に技術資料の提出を求め、上位から技術資料に基づいて行います。
その結果、評価値が下位の者を下回らなければ、下位の者の審査をせずに落札候補者第1位が確定します。

Q8-7： 自己採点を誤った場合、ペナルティーはあるのか。

A8-7： 単なるミスであれば、ペナルティーはありませんが、故意・悪質な場合は、ペナルティーを科す場合も合あります。

Q8-8： 自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は、どうするのか。

A8-8： その項目の最低点となります。

Q8-9： 技術資料の審査をした結果、落札候補者第1位の者の評価点が第2位の者を下回った場合は、どうするのか。

A8-9： 第2位の者の自己採点の審査を行い、評価値が下位の者を下回らなければ、この落札候補者第2位の者が第1位に確定します。
最上位の者の評価値が、下位の者と逆転しなくなるまで繰り返します。

Q8-10： 入札の結果、最も高い評価値が4者おり、くじ引きになった場合、その4者に技術資料を求めるのか。

A8-10： そのとおり。
仮技術評価点での落札候補者の決定となるが、落札候補者の仮技術評価点の審査の結果、誤採点が発生した場合、次の入札に対応するため、くじ引きとなった4者全てに技術資料を求めます。

Q8-11： 4者のくじ引きで決定した落札候補者が、審査の結果、仮技術評価点の誤採点であった場合、落札候補者は誰になるのか。

A8-11： 改めて、落札候補者を除く残り3者でくじ引きを行い、再度、落札候補者を決定する。（再度くじ引きを行う）

Q8-12： 自己採点表提出時に想定していた配置予定技術者が、落札候補者決定後に配置できなくなったが、変更は可能か。

A8-12： 県では、技術資料を提出していただいた後に技術資料に基づき配置予定技術者の評価も審査するので、自己採点表提出時に想定していた技術者と異なってもかまいません。
ただし、技術資料に記載した配置予定技術者は、契約の際には配置していただく必要があります。

【9 週休2日施工実績】

Q9-1： 週休2日施工実績の評価において、4週6休と4週7休の実績があるが、どのように評価されるのか。
また、実績は1件でも評価されるのか。

A9-1： 評価の上位を評価するので、4週7休を評価する。
実績は、1件でも評価する。

Q9-2： 橋梁上部工（鋼橋）の工事において、国が発注した宮崎県内での工事で週休2日の実績があるが、評価されるのか。

A9-2： 評価する。
橋梁上部工（鋼橋）、橋梁上部工（PC橋）及び鋼構造物工事（浮棧橋）では、国土交通省九州地方整備局の発注工事に限り九州内の施工実績としている。

【10 ICT施工実績】

Q10-1： ICT施工実績の評価において、ICT部分活用とICT全面活用の実績があるが、どのように評価されるのか。
また、実績は1件でも評価されるのか。

A10-1： 評価の上位を評価するので、ICT全面活用を評価する。
実績は、1件でも評価する。

各施工実績については、「ICT活用工事（ICT土工等）試行要領」で定める工種毎の施工プロセスを実施したものであること。

なお、「ICT全面活用」や「ICT部分活用」の取扱い等については、入札公告日時点において、最新の「ICT活用工事（ICT土工等）試行要領」（鹿児島県土木部技術管理室）によるものとする。

【参考例】

「ICT活用工事（ICT土工等）試行要領」（令和5年3月3日 鹿児島県土木部技術管理室）の場合

「ICT部分活用」とは

①、③は受注者の希望により実施を選択し、②、④及び⑤を必須として実施した工事

なお、④が該当無しの場合は、②、⑤を必須として実施した工事

「ICT全面活用」とは

①～⑤の全てを実施した工事

ただし、下の（1）～（6）の工事におけるICT全面活用は、記載のとおり

- （1）ICT法面工は、①、②、④、⑤を実施した工事
- （2）ICT附帯構造物設置工は、①、②、④、⑤を実施した工事
- （3）ICT作業土工（床掘）は、①、②、③、⑤を実施した工事
- （4）ICT構造物工は、①、②、④、⑤を実施した工事
- （5）ICT基礎工は、①、②、④、⑤を実施した工事
- （6）ICT擁壁工は、①、②、④、⑤を実施した工事

Q10-2： 橋梁上部工（PC橋）の工事において、国が発注した宮崎県内での工事でICTの実績があるが、評価されるのか。

A10-2： 評価する。
橋梁上部工（鋼橋）、橋梁上部工（PC橋）及び鋼構造物工事（浮棧橋）では、国土交通省九州地方整備局の発注工事に限り九州内の施工実績としている。

Q10-3： 一般土木の工事において国が発注した県内での工事でICT施工の実績があるが、評価されるのか。

A10-3： 評価しない。
週休2日施工も含めて、鹿児島県の施策の拡大促進を目的としているため鹿児島県発注工事が対象となる。
ただし、発注件数が少なく、県外企業が多数入札参加する橋梁上部工については、国・特殊法人・市町村まで発注機関の対象を拡大している。

Q10-4： 施工プロセスの3次元起工測量のみICT施工の実績があるが、評価されるのか。

A10-4： 評価しない。

【11 建設キャリアアップシステム活用】

Q11-1： 元請企業のみで施工する工事でも評価されるのか。

A11-1： 元請企業のみでの工事でも評価する。

Q11-2： 建設キャリアアップシステムの運用とは。

(R4.4.6更新)

A11-2： 建設キャリアアップシステムの運用とは、建設工事現場にカードリーダー等を設置し、技能労働者等の日々の就業履歴を蓄積することをいう。
なお、現場にカードリーダーを設置し、就業履歴を蓄積する方法以外でも、就業履歴が蓄積されていれば運用とする。（ただし、建設キャリアアップシステムを用いた就業履歴の蓄積であること。）

【12 配置予定技術者の資格保有について】

Q12-1： 海上工事施工管理技術者の資格分類は3種類とも評価されるか。

A12-1： 海上工事施工管理技術者はⅡ類（コンクリート構造物）のみ評価する。

【13 登録基幹技能者の活用について】

Q13-1： 登録基幹技能者とは、どのような技能者か。またどのような工種があるのか。

A13-2： 登録基幹技能者とは、10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、豊富な知識・経験を有し、建設現場での技能労働者の総括職長として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を行う専門工事業団体の資格認定を受けた者である。

また、登録基幹技能者の工種は次の40工種。（令和4年3月31日現在）
電気工事、橋梁、造園、圧送、防水、トンネル、塗装、左官、機械土工
海上起重、PC、鉄筋、圧接、型枠、配管、鳶土工、切断穿孔、内装仕上
SCW、エクステ、板金、外壁、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調
運動施設、基礎工、タイル、標識路面、消火設備、建築大工、硝子工事
ALC、土工、ウレタン、発破・破砕、建築測量、解体、圧入工など
※工種については、最新情報を確認してください。

Q13-2： 下請企業に登録基幹技能者がいることから、当該技能者を当該工事で活用することしたいが、評価されるか。

A13-2： 評価します。元請者及び下請者（JVの場合は、企業体及び下請者）で、登録基幹技能者を1人でも活用すれば、評価することとしています。

Q13-3： 現場事務所設置において、登録電気工事基幹技能者に電気設備の作業させることは、活用となるか。

A13-3： 活用となりません。（評価しません。）
登録基幹技能者の活用にあたっては、当該工事の直接工事費を構成する工種を対象としており、準備工等は含みません。

Q13-4： 提出様式に登録基幹技能者を3人記載していたが、実際は1人しか活用できなかったが、工事成績評定の減点の対象となるのか。

A13-4： 登録基幹技能者を活用していることから、活用人数に変更があっても工事成績評定の減点の対象となりません。

Q13-5： 提出様式に記載した登録基幹技能者（A氏）が、配置できなくなったため、他の登録基幹技能者（B氏）を配置したい。A氏からB氏に変更できるか。

A13-5： 変更できます。
ただし、B氏が、当該工事の直接工事費を構成する工種である職種の登録基幹技能者である必要があります。
なお、登録基幹技能者を変更（当初の活用計画書に記載のない者への追加を含む）する場合は、変更後の技能者の「登録基幹技能者講習修了証の写し」、「健康保険証の写し」を添えて、変更施工計画書を監督職員へ提出してください。

Q13-6： 提出様式に記載した登録基幹技能者（A氏）が、配置できなくなり、また、他の登録基幹技能者も配置できない状況であるが、当該工事途中で登録基幹技能者となる者（B氏）がいる。A氏からB氏に変更できるか。

A13-6： 変更できます。

ただし、B氏が、当該工事の直接工事費を構成する工種である職種の登録基幹技能者である必要があります。

なお、登録基幹技能者を変更（当初の活用計画書に記載のない者への追加を含む）する場合は、変更後の技能者の「登録基幹技能者講習修了証の写し」、「健康保険証の写し」を添えて、変更施工計画書を監督職員へ提出してください。